

平成 29 年度事業報告

児童養護施設 藤崎台童園

児童養護施設・藤崎台童園では、児童憲章（注 1）、児童福祉法（注 2）、子どもの権利条約（注 3）などに基づき、子どもが健やかに育つ権利を保障し、あらゆる種類の虐待等から子どもを守り、子どもの最善の利益を図ることを基本に児童の養護とその自立のための援助を行っています。

そして、今、児童養護施設は、日常の養護を通じて、子どもの心身の健康を促進し、子どもの育ちとその自立を支えるという役割にとどまらず、家庭や地域の養育機能の低下や児童虐待の増加といったことを背景に、望ましい養育モデルを提示し、“親がいながら子どもが育たない”といった養育における親子の関係性の回復や地域における子育て支援のための取り組みも求められてきています。

こうしたことから、本園では、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて援助を行うといった従来からの取り組みに加えて、①子どもの権利擁護への取り組み、②個別化と家庭的養護を推進するための取り組み、③発達の保障と自立支援の取り組み、④虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み、⑤家族との連携・協働の取り組み、⑥地域における子育てを支援する取り組み、⑦継続的支援に向けた取り組みなど、従来の“収容保護”を中心とした施設から、子供の最善の利益の実現に向けて、被虐待児等のスペシャル・ニーズへの対応や地域の子育て家庭への支援など、“児童家庭支援”のための施設としての役割も果たすべく、各種の事業を行ってきたところです。

以下、養護児童の状況と平成 29 年度の事業実施状況は次のようになっています。

◎ 月別の措置児童の状況（平成 29 年度） 定員 64 名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延数
措置児童数	49	52	53	52	52	51	52	53	55	55	57	59	640
入所数	3	1			1	1	1	2		2	2	1	14
退所数			1		2							11	14

◎ 平成 30 年 4 月 1 日現在の養護児童の状況

	幼	小学生						中学生			高校生			他	計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
男	6	0	0	1	2	0	3	1	2	2	2	2	1	0	22
女	4	2	0	0	2	1	2	3	2	1	2	5	3	0	27
計	10	2	0	1	4	1	5	4	4	3	4	7	4	0	49
		13						11			15			0	

◎ 卒園生の進路

卒園生	性別	卒業高校	進路	所在地
A	男	菊池農業高校	株式会社 カクヤス	東京都
B	男	熊本商業高校	竹下博貴税理士事務所	熊本市
C	女	熊本支援学校	株式会社ロッキー	山都町
D	女	くまもと青陵高校	未定	

◎ 事業の実施状況

① 子どもの権利擁護への取り組み

子どもの権利条約に謳う子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障することを基本として児童の養護に当たっている。具体的な取り組みとしては、事務棟玄関に投書箱を設置したほか、熊本県司法書士会の協力による高校生のための法律教室にも参加した。

子どもたちからの投書は、児童間のいじめやトラブル、食事に関する要望、園内ルールの見直しに関する事など年間 118 件にのぼっており、すべてを苦情処理委員会に報告し第三者委員の意見を求めたほか、その内容に応じ、月 1 回のホーム長会・全体会での説明及び指導、児童への個別指導などを行った。

② 個別化と家庭的養護を推進するための取り組み

(1) 個別対応職員による個別指導の実施

個々の児童の状況に応じた処遇を確保する観点から、個別対応職員が、担当保育士と連携を図りながら、児童への個別面接を実施した。また、生活場面での 1 対 1 の対応や積極的な声かけを行っ

て子どもの思いを聴き取ることに努めるとともに、保護者との外出や外泊後は家庭での状況を聴き取るなど、個々の児童の状況に応じた個別支援計画の策定に努めた。

その結果、生活面での落ち着きや児童の情緒的安定が図られるなど一定の効果が認められた。

(2) 小規模グループケアの実施

ケア単位を小規模化し家庭的養護を推進するために、従来の 4 ユニットに加え、グループホーム棟の完成により 2 ユニット、さらに男子棟の 2 階部分を改築して 1 ユニット化し、全てのホームで小規模グループケアを実施した。

小規模グループケア化したことにより、より家庭的な雰囲気確保できることから、子どもたちのストレスが少なくなり、生活面での落ち着きが見られたほか、子ども一人ひとりに目が届き、子どもたちの個々の状況に合わせた対応がとりやすくなった。

(3) 地域小規模児童養護施設「さざんか」の運営

地域小規模児童養護施設「さざんか」では、地域の一般民家を借り、近隣住民と適切な関係を保ちながら生活することにより、家庭的でよりきめ細かなケアが行えると同時に、子どもたちが地域で見守られながら生活することで、施設における集団ケアでは十分に果たしえない、より子どもに寄り添った個別ケアを実現することができた。

③ 発達の保障と自立支援の取り組み

(1) 特別指導員による特別指導の実施

特別指導員を配置し、バレーボール、バドミントン、野球、フットサルなどのスポーツ活動や、ナイトハイクなどの野外活動を行った。

こうしたスポーツや野外活動の指導を通じて、体力や運動能力の向上が図られるとともに、スポーツの楽しさや達成感を味あわせることができ、児童の主体性、創造性、協調性が高まるなどの効用が認められた。

(2) 入所児童への学習指導の実施

児童指導員 1 名と学習ボランティアにより、学習の習慣づけのための学習指導を実施するとともに、中学生については、学習塾に

通わせて学習能力の向上を図った。

その結果、小学生は帰園後すぐに学習をするという習慣づけができ、中学生も学習塾の通塾や個別指導を行うことで少しずつではあるが学習能力が高まってきている。

- ④ 虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み
施設心理士により、24名の児童に対し、遊戯療法（注4）やカウンセリング（注5）等による心理面接を延べ221日、417回（約2時間/日）実施した。

こうした心理面接の結果、パニックやトラブルの減少、自傷行為の減少、生活の落ち着きなどの改善に寄与している。

（心理療法の回数）

[単位：回]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
心理面接	36	37	31	35	41	38	36	37	34	35	31	26	417
発達検査	0	0	2	5	5	2	0	0	0	1	0	0	15
学校との協議	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
児童相談所との協議	3	3	6	4	4	4	3	3	6	7	1	6	50
グループワーク	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2

（心理療法を実施した子どもの年齢・主訴別実人数）

[単位：人]

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	養護	その他	計
0～3歳未満	0	0	0	0	0	0	0
3～学齢前	0	0	0	0	0	0	0
小学生	1	5	0	1	5	0	12
中学生	3	1	0	0	2	0	6
高校生等	2	1	0	0	3	0	6
計	6	7	0	1	10	0	24

⑤ 家族との連携・協働の取り組み

家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所とも連携しながら、8名の児童の保護者に対して家庭復帰支援のための働きかけを行った。

その結果、6名が家庭引き取りとなったほか、家庭復帰に至らなかったケースでも、親子関係の修復に一定の効果が認められた。

⑥ 地域における子育てを支援する取り組み

地域の子育て家庭の支援のため、熊本市並びに合志市と子育て支援短期支援事業の受託契約を締結し、ショートステイ（注6）とトワイライトステイ（注7）を積極的に受け入れた。

その実績は、ショートステイが延べ28人、166日、トワイライトステイが延べ21人、24日、合計で利用者数延べ49人、利用日数延べ190日となっている。

（平成29年度実績）

通所事業名	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		ショートステイ	月別利用人員	4	0	2	2	4	3	5	1	1	2	
利用日数	8		0	12	14	28	39	24	6	1	5	16	13	166
トワイライトステイ	月別利用人員	1	1	2	2	3	3	3	1	2	1	1	1	21
	利用日数	1	2	2	2	3	5	3	1	2	1	1	1	24
合計	月別利用人員	5	1	4	4	7	6	8	2	3	3	3	3	49
	利用日数	9	2	14	16	31	44	27	7	3	6	17	14	190

⑦ 継続的支援に向けた取り組み

自立に失敗した児童、自立に困難が伴う児童については、卒園後も相談にのったり、一時的に施設に受け入れるなど、アフターケアを行うとともに、児童相談所、学校、地域関係者などとも連携しながら、その自立を支援している。

⑧ その他の取り組み

(1) 公益的な取り組み

法人独自の公益的な取り組みとして、一新校区社会福祉協議会の月1回の「ふれあい弁当」（地域の一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯への配食サービス）の調理及び配食拠点への配達を担っているほか、週1回、職員による一新小学校児童の下校時の見守り活動も行っている。また、毎年6月第一土曜日には一新小PTAと協力して園庭で「サマーフェスティバル in 童園」を開催している。

さらに、子どもたちと職員で構成する童園ボランティアグループ“風見鶏”は一新まちづくりの会とともに天然記念物「藤崎台のオオクス群」周辺の清掃活動を行うなど、地域を対象とした様々な活動を行っている。

(2) 関係機関・団体との連携

学校・幼稚園とは日常的に密接な連携を図りながら児童の処遇に努めており、一新小・西山中の家庭訪問時には先生方への施設概要の説明と話し合い、夏休み期間中は先生方による学習指導なども行われている。

また、法人の理事会には多数の地域関係者が役員として参加し、逆に理事長・施設職員も積極的に地域団体の役員を務めるなど、地域との関係づくりを重視した取り組みを行い、まちづくり活動や福祉祭り、ふれあいの集い、防災フェアなど地域で行われる様々な行事への参加と協力、サマーフェスティバルやクリスマス会での交流、喜寿になるお年寄りへの餅の配布など地域との交流を積極的に行っているほか、職員の消防団活動への参加などを通じて、地域との連携、開かれた施設づくりを行っている。

(3) 実習生やボランティアの積極的受け入れ

次代を担う福祉人材の育成、開かれた施設運営という観点から、福祉系大学、専門学校等から実習生を積極的に受け入れている。

また、ボランティアの受け入れについては、ボランティア団体「三〇会」による海水浴等の行事ボランティア、ピアノレッスンや将棋、学習のボランティアのほか、カット奉仕、清掃奉仕、もちつき奉仕など、多種多様なボランティア活動が行われている。

その他、各種活動でのホールの貸し出しや会議室の提供、器具・備品の貸し出しなども行っている。

◎施設設備の整備・修繕、備品購入等の状況（1件10万円以上）

・児童居室畳表替え（太陽工業株式会社）	626,400 円
・2号棟污水管緊急修繕他工事（株式会社岩永組）	475,200 円
・5号棟改修工事（株式会社岩永組）	1,069,200 円
・2号棟改修工事（株式会社岩永組）	2,700,000 円
・駐輪場整備（オオイシ美装）	162,000 円
・敷地内植栽及び芝張り工事（和蒼園）	800,280 円
・記念碑周り植栽及び土止め工事（和蒼園）	201,960 円
・ハイエース購入一部負担金（オリックス宮内財団）	117,707 円
・地域小規模児童養護施設・自動火災報知機整備 （株式会社末吉商会）	159,840 円
・2号棟、3号棟、5号棟電話設備及びLAN配線工事 （株式会社SYSKEN）	699,840 円
・厨房棟横外灯新設工事及び既設外灯撤去工事 （株式会社SYSKEN）	287,280 円
・グループホーム棟及び厨房棟施工監理業務報酬 （和田吉貴建築事務所）	3,112,560 円
・グループホーム棟冷蔵庫2台購入 （株式会社咲インテリアデンキ）	470,880 円
・グループホーム棟テレビ2台購入 （株式会社咲インテリアデンキ）	410,400 円
・グループホーム棟洗濯機2台購入 （株式会社咲インテリアデンキ）	334,800 円
・グループホーム棟及び厨房棟整備事業（残金） （株式会社岩永組）	79,226,000 円
・地震災害復旧工事（株式会社岩永組）	1,516,776 円
・法面災害復旧工事（残金）（日栄平井株式会社）	21,160,000 円

(注1) 児童憲章の前文には「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と謳われている。

(注2) 児童福祉法第1条には、児童福祉の理念として「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と謳われている。

(注3) 日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために設けられた条約で、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を4つの大きな柱としている。

(注4) 遊びを通して子どもの心理治療を行うこと。プレイセラピーともいう。

(注5) 様々な問題や課題を抱え、その解決を求めようとする個人に対して心理的援助を

行う行為をカウンセリングといい、心理的援助は、その問題に応じて治療的、予防的、進展的援助に大別される。

(注6) 児童を養育している家庭の保護者が社会的な事由や仕事上の事由などで、児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合などに、施設において一定期間（原則1週間以内）預かり、養育・保護するものをいう。

(注7) 児童を養育している家庭の保護者が仕事などの事由によって、平日の夜間又は休日に不在のため、一時的に家庭での養育が困難となった場合やその他の緊急の場合にその児童を施設に（日帰り）通所させ、生活指導や食事の提供などを行うものをいう。